

宮城県環境影響評価技術審査会議事録

1 日 時 平成 24 年 2 月 15 日(水) 午前 10 時から正午まで

2 場 所 県庁行政庁舎 9 階 第一会議室

3 出席委員 (8 名)

菊地 立	東北学院大学 教養学部 教授
西城 潔	宮城教育大学 教育学部 教授
齊藤 千映美	宮城教育大学 環境教育実践研究センター 教授
中静 透	東北大学大学院 生命科学研究科 教授
根本 智行	石巻専修大学 理工学部 教授
山本 和恵	東北文化学園大学 科学技術学部 准教授
山本 玲子	尚絅学院大学大学院 総合人間科学研究科 教授
由井 正敏	社団法人東北地域環境計画研究会 会長

4 会議経過

(1) 開 会 司会 (吉田副参事) (略)

(2) あいさつ (加茂環境生活部次長(技術担当)) (略)

(3) 審議事項

会長及び副会長の選出について

【司会 吉田副参事】

それでは、これから議事に入りたいと思います。

まず議事の 3 の (1) 「会長及び副会長の選出について」でございます。

環境影響評価条例第 50 条第 1 項におきまして、「会長及び副会長は委員の互選による」となっております。事務局の加茂次長を仮議長として互選をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

< 異議なしの声 >

それでは加茂次長よろしくお願いいたします。

【加茂次長】

それでは仮議長として、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいま司会から説明がありましたように、会長の選出は委員の互選によるということにされております。互選ということでございますので、どなたかご推薦があればお願いいたします。

【菊地委員】

これまで私、力不足ながら会長をやらせていただいておりますが、3 月いっぱい (来月ですね) をもちまして退職することになりました。そうしますと自宅が山

形県でしかもかなり田舎に住んでいるということで、めったに仙台の方に出て来れなくなるという状況でございます。そういうことで、ぜひこの会長を新しい方をお願いしたいと思えます。

事務局の方とも御相談申し上げたんですけれども、次の会長としては山本玲子先生をご推薦申し上げたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【加茂次長】

ただいま、前会長の菊地委員から山本玲子委員を会長にというご推薦をいただきました。いかがでしょうか。

<異議なしの声>

【加茂次長】

それでは、異議なしということで山本先生に会長をお願いしたいと思えます。山本先生よろしくお願ひいたします。

次に副会長の選出でございますが、こちらも選出は委員の互選ということにされております。どなたかご推薦をお願いいたします。

【菊地委員】

では、引き続き。これまで松山先生に副会長をお願いして、私とずっと長いこと一緒にやっていたんですけれども、このたび松山先生は委員から退かれたということで、空席になっております。そこで副会長は、長くご経験をお持ちでございます根本先生をお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

【加茂次長】

ただいま、副会長に根本先生をお願いしたいということでございます。いかがでございますでしょうか。

<異議なしの声>

【加茂次長】

それでは、根本先生どうぞよろしくお願ひいたします。

【菊地委員】

お忙しいところすみません。どうぞよろしくお願ひいたします。

【加茂次長】

以上で、会長及び副会長の選出が終わりましたので、私、仮議長の役目を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

【司会 吉田副参事】

ありがとうございました。

それでは山本委員は会長席に、それから根本委員は副会長席に、それぞれご移動をお願いいたします。

それでは、会長副会長にそれぞれお一言ずつ簡単にご挨拶をお願いしたいと思えます。会長の方からよろしくお願ひします。

【山本会長】

山本でございます。

今、菊地先生のほうからご推薦頂きまして、役目を果たさなくてはいけないのかなあと思えました。皆様に支えていただかなくては、今のこの困難の多い時期を乗り越えられないと思えます。

この技術審査会でも、どのような力添えを宮城県の方々に御出しできるのかという
ことを模索しながらやっていければと思います。

また、副会長には心強い支えをしていただけるものと期待しております。どうぞ
皆さんよろしくお願いいたします。

【根本副会長】

根本でございます。

ご推薦いただきましたので、力不足ではありますがこの任を務めさせていただき
たいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

私も 14 年近くこの委員を務めさせていただいておりますが、会長の立場は大変だ
とは思いますが、副会長という立場で、陰ながらなるべく支えるように努力してま
いりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

【司会 吉田副参事】

ありがとうございました。

それでは、条例第 51 条の規定により、会長が議長となるというようになっており
ますので、ここからの議事進行につきましては山本会長にお願いをしたいと思います
です。山本会長よろしくお願いいたします。

(4) 報告事項

【山本会長】

それではご指名により、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いい
たします。

それではさっそく議事を進めさせていただきます。

今日は報告事項 4 件がございます。

まず 1 件目、石巻市蛇田中央土地区画整理事業に係る事後調査(最終)について、
事務局からご説明をお願いします。

石巻市蛇田中央土地区画整理事業に係る事後調査（最終）について

事務局説明（辻技術主査）（略）

質疑応答

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。それでは、ご質問などございましたら、
委員の先生方からお声を頂きたいと思います。

なお、議事録の作成上、ご質問があります時は、マイクを使ってお願いします。

【菊地委員】

60 ページの騒音の説明のところで、表 6.2.2-8 で平成 21 年 3 月 23 日の騒音の値
が大きくて、これが一番予測値との差が大きいんですが、これについての具体的な
説明がなかったように思うのですが、これについてコメントがあったら書き加えて
もらうようお願いします。

【事務局 辻技術主査】

調査日についての特記事項の記述はないのですが、この日は大変に風が強い日でございます。おそらく強風の影響を受けているものと考えられます。

【菊地委員】

そういうことであれば、そういうことを書いていただいたほうが誤解がないと思います。

【事務局 辻技術主査】

わかりました。ありがとうございます。

【菊地委員】

これが最終報告ですけれども、これから先のモニタリングというか、定期的に、こちらの概要にも書いてありますが、今後ともビオトープがどのようになっているとか、水質がどのように維持されているかなど、チェック、モニタリングはどのような予定になっていますか。

【事務局 辻技術主査】

事業者側では、石巻市に公園の管理を移管したときに、このように管理して欲しいというような管理指針を作っておりまして、216 ページに記載されておりますが、石巻市のほうでは、今、大変な状況でありますので、具体的にどのようにモニタリングしていくかということにつきましては事務局で把握はしておりませんでした。

本日、参考人として事業者の方にお出でいただいておりますので、事業者のほうで把握しているようでしたら、事業者から補足等説明をお願いします。

【参考人 事業者】

ビオトープ公園は石巻市の方に管理を移管してございます。その際、こういう点に注意して維持管理してほしいということについて、申送り書ということで報告書に添付してございますとおりです。

ただ、この先については、事業者としても市に移管している状態でございます。具体的に今後どうするかということについては、呼応していないというのが実情であります。石巻市のほうでは震災復旧の面でかなり大変な状況でございます。なかなかそういう面まで関与できないというのが実情になってございます。

【中静委員】

植物で当初確認された 11 種のうち 6 種しか移植前に確認できなかったということなのですが、残りの 5 種というのはどうして消失してしまったということなのでしょうか。また、その扱いというのはどのようになるのでしょうか。

【事務局 辻技術主査】

評価書作成までに調査した段階から現地での移植の段階までにやや時間がありました。その期間につきましては特に現地に影響を及ぼすような行為は行われていないはずであったのですけれども、正確な理由は不明ですが、その 5 種については発見できなかったということでした。

ただ、見つからなかったもののうち、ミズアオイとキクモにつきましては、土壌移植を実施いたしました。発芽はしませんでしたので、ミズアオイとキクモについては近隣の休耕田からビオトープ公園に移植してございます。

ナガバヤブマオ、ウシノシッペイ、シンミズヒキ、消失した 5 種のうち 3 種については、現在特にケアをしていない状態になっております。

【中静委員】

それは、その前の段階で、それで良いと了承されていることとございますか。

【事務局 辻技術主査】

はい。

【山本会長】

よろしいですか。それでは、ほかにご発言はありませんか。もし他になければ、この件については、これで質疑を終了したいと思いますが、よろしいですか。

それでは、参考人の方、どうもありがとうございました。ここでご退席をお願いします。

大和リサーチパーク造成事業に係る事後調査（中間）について

【山本会長】

それでは、次に、2番目の報告事項、大和リサーチパーク造成事業に係る事後調査（中間）についてに移ります。事務局からご説明をお願いします。

事務局説明（辻技術主査）（略）

質疑応答

【山本会長】

はい、どうもありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。

先ほどの説明に対して何かご意見、ご質問などございましたら、お願いいたします。

【由井委員】

本編の4ページに、平成19年から22年までの工事区域が書いてあって、図にはですね、二期区域については着手時期が未定であると下から2行目に書いてあるんですが、当初は、何年からの開発だったのでしたか。

だいぶ前のことで私たちも忘れましたが、ここの着手が未定ということとありますと、残る可能性があるかどうかということと関連してですが、これまで移植を、小動物や希少植物について残置森林の非常に狭いところに持っているもので、もしここが将来とも相当長期にわたり未着手で保存されるのであれば、そちらのほうが良かったのかと、本来はですね。

そうしますと、一部の小動物、植物にもなるかもしれませんが、移植結果が思わしくない、減っているのがありますね、トウホクサンショウウオとかですね、そういうもののリバイバルを目指してですね、もし相当長期にわたり、ここの二期工事の区域が未着手ということが想定されるのであれば、そこを活用するほうが良いですよ、今からでも。一期工事で移植して思わしくないところを残党をかき集めて持って行くとかですね、一期工事の動物の移植先が相当狭いところでしたので、将来が危ぶまれると思いますので、そういうこともあり得ると思います。

したがって二期工事の今後の予定を聞かないと、対策をこちらでコメントで

きない。それをちょっと聞いておきたい。

【事務局 辻技術主査】

二期区域につきましては、造成したところに入る企業がまだ決まっておりませんので、企業の決定待ちという状況になっております。本来であれば、二期区域となっているところが本来一期工事区域として造成する予定であり、二期工事区域の中にビオトープとして代替地を作るという計画になっておりましたけれども、結果として二期区域の着工が遅れておりますので、二期区域の外れの側の西側残置森林に代替地を設けていることになっております。そこにつきましては、二期区域を施工する中で、代替地のほうには影響やダメージを及ぼさないように留意しながら施工するように指導していきたいと思っております。

【中静委員】

235 ページのサクラソウのところなんですけれども、サクラソウについて、今後安定するものと考えられるという根拠が良くわからない。順調に減っているわけですよ。消失個体数は少なくなっているけど生存率が下がってきているわけです。

直線的に減っているということは生存率はどんどん下がっているということですから、これは全然安定するとは考えないほうがいいわけで、もっと注意しておく必要があるんじゃないかと思うんですけれども。

【事務局 辻技術主査】

平成 19 年に移植してから、たしかに数は減っているんですけれども、平成 21 年には結実まで確認されたから、何とかこのまま定着するであろうという判断でありました。

これらにつきましては、なお、供用後の調査も含めまして、モニタリングを実施していくよう指導したいと思っております。

【中静委員】

植物の残置森林のところで、郷土種の植栽による早期の植生回復創出というところが保全措置としてやられているんですけれども、その部分については、どういうことがなされて、どういう結果になったのか教えてください。

【参考人 事業者】

早期の植生回復創出という観点に関しましては、法面の早期緑化や環境緑地帯の創出ということで、事業地の中に緑化帯を設けることと、法面の早期緑化に努めております。

また、公園においても、木本類を植栽することと、あとは事業者側の自助努力ということで、残置森林からナラ類の種子を採取いたしまして、それを播種させたものを公園内に植栽しております。

【中静委員】

ナラは良いんですけれども、郷土種の植栽で回復というのは、どういう種類を植えられたんですか。

【参考人 事業者】

郷土種ということでは、ナラ類及びウリハダカエデやカスミザクラ、ヤマザクラ、オオヤマザクラなど周辺に生息しているものです。

【中静委員】

どこを見れば書いてありますか。

【参考人 事業者】

259 ページの生態系のところでシジュウカラ用の巣箱を架設した木本が書いてあるんですけども、それらになります。実際、この種を用いて植栽したということは、報告書の中にはとりまとめてはおりません。

【中静委員】

法面にはどういう種類を使われたんですか？

【参考人 事業者】

草本系のお話ですか？

【中静委員】

法面でも木本はあり得ると思います。

【参考人 事業者】

こちらの報告書にはとりまとめてはないんですけども、メドハギとかになります。その他の種については詳細には把握しておりません。

【中静委員】

一応保全措置として郷土種の植栽ということが書いてあるので、どういうことをされたのか明らかにしていただけるとありがたいんですけども。

【参考人 事業者】

わかりました。

【根本副会長】

252 ページの残置森林の調査のところなんですけれども、確認種数は確実に減ってきているわけで、先ほどのご説明ですと大して減っていないような雰囲気だったんですけども、報告書の中には、リストというのは載っているのでしょうか。

例えばどういうものがなくなったのか、せっかく調べているようですので、対応表みたいなものがあつたほうがわかるんじゃないかなと思うんですけども。

もし減っているものが特定のものであれば何かの影響があるというように推定できる可能性がないとも言えないので、せっかく調査されているので、リストを出されるべきかと思うんですが、どこかに載ってましたでしょうか。

【参考人 事業者】

資料編の資料の2-4-1 から、調査した平成 19 年から 21 年までの植生調査表というものを掲載しておりまして、こちらでご確認いただけるかと思います。

【根本副会長】

できればこれとは別に、植物相のリストとして一覧表を載せていただいたほうが一目でわかると思うんですけども。

【参考人 事業者】

わかりました。

【根本副会長】

それと、もうひとつ、中静先生の質問にもあつた郷土種として使われているメドハギというものが出てきたんですけども、郷土種を使うというのは、そこにある植物の種を使う、その場所のものを使うということが、ひとつ大切なことだと思うんですけども。メドハギだと、おそらくどこからか持ってきて、今では日本中の

あちこちから、もしかしたら中国から持ってきている可能性もあるので、その辺はやはり明確に記述されないといけないんじゃないかと思います。

【参考人 事業者】

わかりました。

【齊藤委員】

動物相の調査について伺いたいんですが、77 ページに調査結果が載っていて、主に小動物の定着状況等が載せられているんですけども、全体にみますと、評価書がここにはないので、どういう状況で環境保全措置が具体的に行われたのか、その対象がどうやって選定されたかがわからないんですけども、小沢の流量が減少しているということで、その影響をかなり小動物が受けているというふうに思えます。

両生類の場合はですね、一世代が比較的、何年かというのも多いですし、三世代の繁殖状況が確認できるので三年間調査したというように書かれているんですけども、これを見ますと、たとえば個体数が、タゴガエルなんかですと、個体が毎年確認されているということで、79 ページを見るとこのまま生息個体数が安定していくと書かれているんですけども、その個体がいつ生まれたものかはわからない。越冬した個体かもしれませんし、あるいは他地域で生まれてここまで移動してきた可能性もなきにしもあらずだと思います。

実際に繁殖しているかどうかということになると、卵塊を移植しているんですけども、卵塊はそのあとたぶん見られていないということだと思うんですが、タゴガエルの場合はかなり清流を好むという性質があって、繁殖する場所も限られていると思うので、これはきちんと繁殖しているのかな、というのが特に気になる、タゴガエルだと特に気になります。

両生類の他の種類に関しても、卵塊が見られたからといって実際にそこでその卵塊で孵化した個体が上陸してるのかとか、そういったところまでまだわかっていないのであれば、産卵して生きているアダルトは生き残っているけれど、もしかしたら繁殖までは至っていない可能性も十分考えられると思います。あとホトケドジョウも減ってますよね。

そういったことを考えると、小沢の流量が減少したということの影響は非常に大きいと思うんですけども、保全措置の見直しという観点から何らかの対策というのは考えているのでしょうか。

【参考人 事業者】

まずタゴガエルなんですけれども、調査そのものは産卵して繁殖期の3月上旬くらいに実施しています。サンショウウオも繁殖期に卵塊の確認はしているんですけども、卵から孵って、それがどういうふうに分散していったのか、の調査というのはしていませんので、個体がよそからきたものか、そこで繁殖したのが定着しているのかは、この調査からはわかりません。

小沢の流量の減少については、集水域の林そのものは全然手をつけられておらず、保存している状態でどうして流量が減ってきているのかというのはわからないので、今は保全措置の見直しというのは考えていないです。

【齊藤委員】

原因不明ということですね。今後も継続してモニタリングしていただければと思

います。

【山本会長】

それでは、今、いろいろ委員の先生方からご指摘がございましたが、そういった点も含めてフォローしていただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

なければ、次の議題に移らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それでは、他にございませんようですので、この件については、質疑を終了したいと思います。参考人の皆様、ありがとうございました。ここでご退席をお願いいたします。

新仙台火力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書について

【山本会長】

それでは次に、新仙台火力発電所リプレース計画に係る環境影響評価書について事務局から説明をお願いいたします。

事務局説明（三沢班長）（略）
質疑応答

【山本会長】

どうもありがとうございました。それでは、質疑に入りたいと思います。震災に伴い新たな視点が出てきておりますので、先生方からも意見をいただければと思います。

【西城委員】

震災の影響について、例えば動物のことなんかで少しお話があったんですけども、それ以外に、おそらく津波による堆積物をかぶったりしていたり何らかの地形変化が起きたのではないかと思うんですけども、実際この震災の津波被害によって地形、あるいはどういう堆積物がどれくらいの厚さでたまったとかですね、そういったあたりの状況をちょっと教えていただきたいということと、それから、今回の津波被害を踏まえて、これから先の津波対策としてどのようなことが考えられるかということをお聞きしたいんですけども。

【事務局 三沢班長】

先ほどの津波の影響ということなんですが、資料11の2ページにありますとおり、対象事業の実施区域については津波により1～5cm程度の土砂が堆積したというような報告、取りまとめとなっております。そして、それについては写真1のとおり、震災から1か月後には芽吹き等が見られたので、草地の回復が少しずつ進んでいることが確認されたというような形になっております。

自然環境の部分しかこの資料には書いてはございませんですけども、この周辺の自然環境につきましても津波による影響を受けたものの、震災から半年後の9月には砂丘植生、空地雑草群落、ヨシ群落、クロマツ植林地の再生等もみられて、若干、少しずつではございますが回復が進んでいることが確認されたというような形で取りまとめされております。それ以外のことで特に追加で説明・補足等ございま

したら、事業者のほうからお願いしたいと思います。

【参考人 事業者】

まず堆積物につきましては先ほどお話のあったとおりでございます。

地形の変化につきましては、私どもの敷地境界で大きな変化はみられておりませんでした。

津波・地震の被害に遭いまして、特別な対策ということで、今、いろいろな面から計画を進めているところでございます。ひとつは、周辺に県の防潮堤の改良計画等もございまして、その辺と歩調を合わせながら、既往の津波、最大の津波災害に耐えられるような防潮堤を計画する。

あとは、機械の配置等につきましても、この次また津波が来ないとも限りませんので、それに耐えられるような設備の配置にするといった、若干見直し等の検討を進めているところでございます。

【西城委員】

それからもうひとつ。地震被害に対する対策ということで地盤の液状化についてはどういった対策なり、お考えを持っておられるのかお聞きしたいんですけども。

【参考人 事業者】

(地盤の)液状化に関しては、今回の地震での痕跡等は残っておりませんで、というのも津波が来襲してしまいましたことから、痕跡がさらわれてなくなっているという可能性もあるんですが、液状化のような跡というのはみられない状況になってございます。今後新設工事に関しては、国の設計の指針等に基づきながら適切に対応してまいりたいと思っておりますが、液状化等の対策を行うような予定は、今のところございません。

【西城委員】

今回の震災に関して、液状化の痕跡はおそらく津波で削られてしまっていると思うんですが、今回、例えば東京湾の臨海部で相当な液状化被害があったようですので、やはり対策は考えていないというような話だったんですけども、今回液状化の被害があった地域の事例等の資料をみられて、やはり対策は必要ではないかというように考えます。

【参考人 事業者】

設計等の考えの見直し等を踏まえながら、今後、設計のほうに反映させていきたいと考えます。要否も含めてですね。

【齊藤委員】

質問になりますけれども、震災の後に調査をした結果では、震災前に確認されたものでも、なかには見つからないものもあったと、まあ回復はしているけれども見つからないものはあると、それは回復する途上にあるのか、あるいはいなくなってしまったのか、あるいは調査の方法によってその時はたまたまいなかったのかというようないろいろな可能性はあると思うんですけども。

例えば、移植を検討されている植物種とかはあったと思うんですが、本来は移植を検討していたものであるけれども、現段階では見つからないということになると、移植のタイミングでみつからない種は移植しないとかということになるのか、そうではなくて今まで調査をしてきた過程では移植対象と考えてきたものであるから、

例えば近隣の他地域から移植する予定だったものをもってきて新たに創出すると、創出するというか回復するというかわからないのですが、そういう形で移植を検討されるのかどうか、ご説明いただければと思います。

【参考人 事業者】

移植の考え方につきましては、基本的に発電所の中にあるものについて移植するというので、外から持ってくるということは考えておりません。

それから移植に関連しまして、震災の後に見つかったものから、すべて実際には順次移植をしております。構内で見つかったものはすべて移植した形で、いっぱいあるものは個体を限定しますけれども、既に移植をしております。

【由井委員】

先ほどの他の委員のご質問に対して、この敷地の東側に震災対応の防潮堤を作られるとおっしゃいましたね。それは、例えば、この要約書、資料8の5ページの完成予想図カラー写真が上にございますけれども、これのどの辺に来るかっていうのは今わかっているんですか。何メートルの高さにいつごろできるか等。

私は鳥関係を担当しているのですけれども、せっかくハヤブサがまた入った時に、その工事があるとまた影響が出るんじゃないかと。それを止めるってわけにはいかないんですけれども、どんな具合になるのか。まだ未定ですか。

【参考人 事業者】

東側の防潮堤に関してですけれども、県から聞いている情報ですと、T P 6.8 ~ 7.2 程度まで(だったと思うんですけれども)上げるような計画をされているような話で聞いてます。施工時期は 24 ~ 25 年度くらいに計画されているということで、港湾の中のほうを含めてですね、港湾の業者のほうと宮城県さんのほうで今後実施に向けて取り組んでいくというスケジュールと聞いています。

【由井委員】

そのT P 7.2 メートル、海拔0から7.2メートルですね。それは今回この写真にあります事業者側じゃないと思いますけど、現状の堤防より3, 4メートルは高いと思います。

【参考人 事業者】

すみません、何メートルかは分からなくてお答えできないのですが、高くなるような状態と考えられます。

【由井委員】

もしその工事はまあ必要な工事なんですけれども、行われると、そちら側で示した緑地計画やなんかに食い込んでくる可能性がありますよね。

【参考人 事業者】

宮城県さんのほうの公共の防潮堤というのは、弊社の敷地の外になりますので、そちらはこの計画と別となります。

【由井委員】

もしかしたらもうやっちゃってるかもしれないですね。県の事業であって関係ないということですね。分かりました。ありがとうございます。

【山本(和)委員】

津波対策等につきましてですね，機器の配置等を変えることを検討されているとお伺いしたんですが，場合によると，この事業計画で既に大体の配置計画が出ておりますけれども，この配置計画の大きな変更があり得るのかということ，それからあるいは場合によると盛土をすとか建物に足を付けて高くすとか他の環境に影響が出てきそうなある程度大きな工事がなされる可能性があるのかということをお伺いしておきたいと思います。

【参考人 事業者】

先ほど申しました機器の配置の変更と申しますのは，大幅な変更ではございませんで，建物の中で機器を1階～3階に配置する構造となってる中で，1階は津波が来ると浸水してしまいますので，いろいろな機械等は浸水すると使えなくなるものでございますので，極力2階に配置して，浸水の影響がないものを1階に置くとか，そういう程度の配置換え等を今考えております。

後は，地べたに置くものについて基礎を高くする，それから鉄骨で高くしたところに置くとか，そういうような機器の配置の変更と考えていただいて結構でございます。

【山本（和）委員】

そうしますと多少予算的には多めに見積もらないとこの事業が成り立たないというような見込みということですかね。

【参考人 事業者】

あのお金の話ですから，若干そういう部分もございましてけれども，その他の部分でも効率化をしたりしてその辺は工夫をするつもりでございます。

【山本(和)委員】

環境対策が削られないようお願いいたします。

【山本会長】

その他，この案件につきましていかがでしょうか。

なければ終了しまして次の案件に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは，この件に関しましては終了させていただきます。参考人の皆様，ありがとうございました。ここでご退室をお願いします。

宮城県環境影響評価条例における震災特例措置について(案)

【山本会長】

それでは次に，報告事項の4に入りたいと思います。宮城県環境影響評価条例における震災特例措置についての案につきまして，事務局からご説明をお願いします。

事務局説明 （安倍課長） （略）

質疑応答

【山本会長】

ご説明どうもありがとうございました。先生方，これにはいろいろ御意見あるか

もしれませんが、いかがでしょうか。

ちょっと私のほうからお聞きしてよろしいですか。資料 12 の裏面，許認可権者等を含む協議機関というのが対象事業のイメージ図の中に入っていますが，この中に環境配慮をするような部局なり，あるいは対応できるような方が入る可能性はあるのでしょうか。

【事務局 安倍課長】

許認可権者等には国の機関，それから県の関係課，関係部局がありますけれども，直接的には環境部局が入っていないものもございます。例えば，林地開発とかの関係で入る場合もございますけれども，私のほうの課では許認可を持っておりませんので，入ることはありません。自然保護課の林地開発とかの開発許可担当は入りません。

私どもの課のほうでは，まちづくり，復興を担当している関係課と連絡調整をとっております。都市計画決定権者とも連絡調整をとっております。当初の計画とは変わってくることも考えられますが，具体的な計画がどのようなものが挙がってくるかは常に把握するように努めておりまして，そちらの関係課と連携して環境配慮についてお願いをする体制をとっているところでございます。

【中静委員】

例えば既存のルートですとか既存の被災市街地内ということであれば適用除外になるということなんですけれども，例えば津波等で地形変化が起こった場所がありますよね，地盤沈下して水に沈んでしまったところで，というような場合は，これはやっぱり適用外ということなんです。

【事務局 安倍課長】

既存ルートで嵩上げ等で行われるものについては，災害対策基本法の中で復旧事業ということになりますので，それはそもそも法律も条例も災害対策基本法の事業ということで適用除外になります。

一部ルート変更するものについては，今回，国のほうは本来の法律の適用除外とした上で復興特区法の中で特例措置として手続を設定しております。県のほうは条例で，法の対象規模未満のものを対象としているわけですが，今回，震災特例措置という形で，条例の適用除外とする，という考えでございます。

【齊藤委員】

これに関しては総論的には反対という方はどなたもいらっしやらないと思うんですけれども，具体的に，対象事業というのはどこまで広がっていくのか，心配じゃないんですけれども，確認できる範囲で，と思うんですが。

資料 12 の表面では対象事業がこうですってということが書かれているんですけれども，アからエまでですね，アとイとウはわかるんですけれども，エの，アとイが一体的に整備される場合の複合事業ということになっているんですけれども，具体的にはどういう，想定されるから書かれているんだと思うんですけど，どこまでが範囲に括られていくのかっていうことを，あるいは期間といったことに関してもご説明をお願いします。

【事務局 安倍課長】

アは土地区画整理法に基づいて行われる土地区画整理事業でございます。イにつきましては同じ住宅団地の造成となりますけれども、これは土地区画整理法に基づかないもので、内容的には同じ住宅団地の造成で、環境負荷という点では同じものでございます。そういった土地区画整理法を伴うか伴わないか、その辺は場所によって入り乱れたりする場合もございますので、このようなパターンの事業を想定しているものでございます。

現在、復興まちづくり担当部局のほうでいろいろ市町村と調整進めておりますけれども、当方で聞いている情報では、当初、高台移転をしたいという希望の方が非常に多かったんですけれども、もとのところに嵩上げして住みたいという方も出てくるようで、かなり面積的には最初の時よりもだいぶ小さくなっているようなことも聞いておりまして、まだ確定ではございませんけれど、今のところ、具体の面的開発で今回の特例措置の対象になるかどうかというのは、今のところ非常に少ないのではないかという見通しではあります。鉄道が一部、仙石線あたりは入ってくる可能性があるのかなという想定はしております。

【齊藤委員】

そうすると、複合事業というものには、本来あったものがなくなってしまったものを復旧させるための事業っていう取扱いなのか、あるいはまちづくり、活性化させるという目的で新たな事業が開発されるっていうものも入ってくるのか、ということに関してはいかがでしょうか。

【事務局 安倍課長】

複合事業と言いますのは、あくまでもアとイの混合ということですが、あくまで、今回の特例措置対象に検討しておりますのは、住宅団地につきましても、被災した方々のための住宅の確保のためにやられる事業、あくまでも復興整備計画に位置づけられて早急に対処しなければならないものについてであり、その他のものにつきましてもは考えておりません。あくまで、復興整備計画に位置づけられた、被災者のための事業ということで考えてございます。

【齊藤委員】

不勉強で申し訳ないんですけれども、その復興整備計画の中には、例えば雇用促進のための産業の誘致だとかそういったものまでは入ってこないということではなかったのでしょうか。

【事務局 安倍課長】

復興整備計画自体にはそういったものが入ってくることも考えられますけれども、ここでは被災者のための住宅用地等に限定しておりますので、工業団地造成は対象にしておりません。あくまでも被災者が住むための土地の整備、それから被災者の生活路線の回復、この内容でア、イ、ウ、それとそれらの複合事業ということで考えてございます。

【齊藤委員】

わかりました。

【菊地委員】

特例措置ですから、あくまでも臨時というか特例であって、いつまでこれが適用されるのか、どの段階でこれが解除されるかっていうことについては、どうでしょ

うか。

【事務局 安倍課長】

復興整備計画に位置づけられる事業のうち、今回の対象としようとするものについては早急な整備が求められているものでありますから、現在聞いているところでは、遅くとも3年くらいの間には着手されるのが殆どではないかと聞いております。けれども、ただ計画策定が若干遅れる場合もあると思われまますので、文言上は「当分の間」というような形になるかと思われまます。

いずれ、復興整備計画は早いものでは今年度末辺りから、ぼちぼち出てくると思われままして、少なくとも来年度前半くらいまでには概ね関係市町で策定されるものと思われまます。そこに位置づけられるもので該当する事業に限定してありますので、後から計画に追加されていくものもあるかもしれませんが、かなり短い期間で、着手に関しましてはここ3年くらいになるものが殆どかなというふうに想定してあります。

【菊地委員】

着手は早いんでしょうけれども、終了ですね、特例の措置の終了というのはどういうふうになりますか。本来の姿に戻るっていうのはいつごろになるのかということですが。

【事務局 安倍課長】

復興整備計画に基づいて行われるア、イ、ウの事業が全て着手された段階で終わるということになると思われまます。

【菊地委員】

数年のめどということですか。

【事務局 安倍課長】

3年くらいのメドなのかな、と思って、今は想定してあります。ただ場合によって事業計画の調整がなかなか遅れてしまうケースも考えられ、拾えなくなるのも困りますので、当分の間という形の整理を想定してあります。まちづくり担当部局からは、そんなには着手は遅れないだろうとの見込みは聞いてあります。

【西城委員】

事業規模で、例えば鉄道事業ですと2 km以上7.5km未満が今回適用除外となっているんですけども、事業規模の区分けの基準があるのかどうか教えていただきたい。

【事務局 安倍課長】

県の条例では、同種の事業であれば、法律の規模未満の事業で、ある程度著しい環境影響があるというものを拾ってあります。

法では、10km以上を第1種事業、7.5km以上10km未満を第2種事業ということで対象としてありますので、条例では、このような2 km以上というものを対象としてあります。条例は、基本的には同種の事業につきましては、法律の規模未満の事業を対象としているということになってあります。

【根本副会長】

裏面のイメージのところ、知事が、必要に応じて助言をするということが書いてあって、印が書いてあって、環境保全措置云々と書いてあるんですけども、

ここでいう助言というのはどのようにして関わってくるのか、どのようにして生み出されてくるのか、その辺が曖昧だというところが1つあります。

たまたま私が石巻にいるものですから、地元の女川のある市民の方から、移転予定地域に実は貴重な植物があるんだ、という声が届いてきたりしているんですね。

現実的にはその住民の方さえも実は被災者なんですけれども、そういう声もあるんですね。ですから、私もこの事態は理解しているつもりですけれども、完全に目をつぶっちゃって良いのか、ということもちょっと気になる場所なんです。

ですから、この辺の環境保全措置というのを、どのように状況、現状を吸い上げて、それを把握して、それに適切な助言を非常に短期間でスピーディに行えるかというのが、非常にポイントじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

【事務局 安倍課長】

住民の方からという話がございましたけれども、復興整備計画を検討する段階で、被災関連市町村等におきましては、手続として、協議会とか公聴会、公告縦覧、というような意見の吸い上げ、反映機会や措置を必要に応じて経ることになってございます。また、関係行政機関の復興整備協議会というものも設置されまして、その協議を経て、この計画自体を成案とするということになってございます。形はいろいろあるかと思われませんが、計画策定までの段階で地域住民の方からの意見はある程度吸い上げていただけるのかなというふうに考えてございます。

また、復興整備計画策定後、当方に届け出されることとなりますけれども、その際に、その対象事業の特性に応じた公共事業の環境配慮ガイドの適合部分、事業に対する必要な部分について、個別にアドバイスしていくということがまず1つあると思います。先ほど申しましたけれども、まちづくり担当部局とは常に連携しておりますので、そちらを通して市町村に対していろいろな助言をしていくということも考えてございます。

【根本副会長】

その助言ということの重みというのはどのようになるのか。事業が行われている間の、監視っていうんですか、調査、あるいは裏付け、あるいはモニタリングじゃないですけれども、その辺については、この助言だけじゃ弱いような気がするんですけれども。例えば見届けるという立場に立たないと、いけないんじゃないかなという気がするんですけれども。

【事務局 安倍課長】

先生がおっしゃるように助言ですので、あくまでも留意点等をお話しするという事で、事業者はそういった点についても考えながらその事業を進めるということになってございますけれども、本来、市町村は基本的に地域の環境に最も配慮していく立場にございますことも踏まえ、そちらの自主性にもある程度おまかせしたいというのが今回の考えでございます。

基本的に今回の事業につきましては、市町村が主体となって進められるものが殆どでございますから、そういった形でやっていきたいと思っております。

それからもう1点ですね、私どものほうで、例えば、昨日、マスコミの方にも公表しておるんですけれども、被災地の環境モニタリングを実施しております。例え

ば、一般環境大気の状態を常時観測する測定局があるところは良いんですけども、ないところにつきましては、大気の移動測定車を持って行って測るとかですね、ダイオキシンを測るとか、アスベストを測るとか、いろんな被災地モニタリングをやっております。それにつきまして、ある程度必要に応じて地点を選定して継続してまいりたいと考えてございます。

【由井委員】

国のほうの、法による、復興特区法による簡略化アセスというのが2枚目の表の中に書かれてありますね、これは直接は県のほうでは制度設計に関係ありませんけど、ただしこれまでの法律による法アセスに関して知事意見を出してきたことがありますね、この審査会を経てですね。この簡略化アセス、法によるものに関して、この宮城県のアセス審査会は何か対応する場面はあるのですか。

【事務局 安倍課長】

復興特区法に基づきます簡略化アセスでございますけれども、従来のアセス法の手続をかなり簡略化した内容です。具体的には方法書、準備書というものがなくて、特定評価書というものを一度に作るような方向とかですね、現地調査を省略することができるというものもございます。公告縦覧等は、期間を半分にする形で設定されてございます。また、その中に知事意見というのもございますので、先生方の御指導を賜りながら特定評価書に対する知事意見というものを形成していくことになるかと思えます。

【由井委員】

それはわかりました。あとですね、がれき処理ですよ。これに関して災害廃棄物処理施設を新たに作るかとかですよ。それから今年の10月から法アセスに風力発電所が入りますけれども、復興のために新たに風力基地を作ると、それが国や県の風力アセスの基準に合っているというような場合にね、これは復興事業の一環だというふうにを市長さんが言ってきたら、それはどうするんでしょう。

【事務局 安倍課長】

国がアセス法の適用除外にして、復興特区法の中で特例措置の対象としたのは、あくまでも土地区画整理事業と鉄道事業に限定してございますので、風力発電所につきましては、本来のアセス法の手続でやられると認識してございます。

条例につきましては、風力発電につきましては独自には対象としておりませんが、工場・事業場用地造成事業の対象規模に該当すれば、現行条例でもそちらで扱うこととなります。

国のほうでは、風力発電所は出力が1万kW以上のものを第一種事業、7,500kW以上1万kW未満を第二種事業として法対象要件を定めておりますが、今後、県の条例で独自に対象事業にするかどうかにつきましては検討させていただきますけれども、その場合についても対象となるのは法の対象規模未満の小規模なものということになるかと思われま。

現在進めているがれき処理につきましては、災害対策基本法第87条に基づく災害復旧事業にあたります。一般的には、焼却施設等の設置のための用地の造成事業は規模によっては条例の「工場・事業場用地造成事業」にあたるものではあります。今回の場合については、災害復旧のための事業ということから、そもそも条例での

適用除外対象になるものであります。

【由井委員】

それは災害復旧事業に関連して、ということですよね。わかりました。

【中静委員】

事業の実施にあたっての環境保全措置として、県のガイドラインあるいは公共事業環境配慮ガイドというものがあるとのことなんですが、これを遵守するかどうかのチェックですとか、罰則規定とかはあるのですか？

【事務局 安倍課長】

先ほども申し上げましたとおり助言ですので、こういったものを参考にやっていただくということなので、そのとおりにやらなかったからという罰則はございません。あくまでも指導の中で、市町等の責任でやっていただくということでございます。そもそもアセスの手續ということ自体が規制法という観点ではございませんで、事業者のセルフコントロールという趣旨の制度でございますので、その辺は市町にきちんとやっていただくよう申し入れていく体制でやっていきたいと思っております。

【山本会長】

よろしゅうございますか。それでは私のほうからも1つだけ。

対象事業の中に、 と の文言が規則の中に入るといっていいのでしょうか。今説明をいただいていることが、具体的に規則の中にきちんと入るものなのか、それともご説明の中の文言なのか、ちょっとそれを確認させていただきたい。

【事務局 安倍課長】

基本的には、 の文言を法律用語にして規則の中に入り込むという形になります。言い回しのほうは法令審査の過程で変わる可能性がありますけれども、内容としてはこのままの主旨で規則に規定するという考えでございます。

【山本会長】

これは可能性としてお聞きいたしますが、必要に応じ助言というところで、例えば迅速にやらなくてはいけないということはあると思いますが、特定の分野に関しまして、例えばアセスの委員の方たちに県の方が助言を求められると、それでまとめていくというような過程はございますでしょうか。

【事務局 安倍課長】

内容によりまして、どうしても私どもだけで対応できないものについては、個別に先生方のご意見を伺うということも想定しておりますので、その節はよろしくお願いたします。

【山本会長】

例えば先生方から、意見をそちらにお寄せするということは可能なんですか。

問題がわからなければ、この意見は出せないわけですか。

【事務局 安倍課長】

ご意見等ございましたら、それはお受けいたしまして可能な限り助言に反映させていきたいと思っております。基本的には案件が上がってきて、どうしても対応できない部分等については相談に個別にあがりたいと考えております。

【山本会長】

先生方、よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきましては、質疑を終了したいと思います。

(5) その他

【山本会長】

それでは、最後にその他ですが、事務局から、何かございますでしょうか。

【事務局 三沢班長】

次回の開催予定についてでございますけれども、今後、手続の開始を予定しているというふうな形で、事前に相談等が寄せられている案件も少しずつ見えてきている状況でございますので、案件が確定した段階で、また事前に先生方のみなさまのご日程等を調整させていただきながら、調整をして進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

【山本会長】

今のご説明に関しまして、何かございますか。

なければ、私のほうから1つだけ確認です。手続を前倒ししてほしいとか、いろんな期間を短くしてほしいとか、そういうようなご要望はあるのでしょうか。例えば火力発電所の件なんかは、今日、ご説明は聞きましたけれども、特に今のところはないということよろしいでしょうか。

【事務局 三沢班長】

新仙台火力の案件は、既に先月5日から事業に着手されておりますので、予定どおり進められるような形となっていると思っております。

(6) 閉会

【山本会長】

それではよろしいでしょうか。協力どうもありがとうございました。

それでは、これで、本日の議事を終わらせていただきたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

これをもって、議長の役目を終わらせていただきたいと思います。

それでは、閉会させていただきます。

ありがとうございました。